

金沢学院大学文学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢学院大学文学部(以下「本学部」という。)並びに文学科が、以下に掲げる人材を養成していくために必要な教育課程及び履修方法等に関し、金沢学院大学学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

養成する人材像	
文学部	言語や文化についての広汎な知識と、人間及び人間社会に対する深い洞察力を涵養して、自他の文化を担う人間同士の円滑なコミュニケーションに資することのできる創造性豊かな人材を育成する。
文学科	①「学生が自ら学び、自ら考える力」を養い、時代の変化に対応できる人材を育てる。具体的には、文学、言語、心理、歴史の諸学の学びを通して、自己認識と他者理解を深めることにより、人間そのものを柔軟に理解し、加えて、自らが帰属している社会を複眼的に見つめ、自立して生きることのできる人材を養成する。 ②本学部本学科で学修する学生は、予測困難な時代において、自らが主体となって種々の問題を発見するために必要となる洞察力を磨くとともに、発見した問題に対する解を見出し、解決につなげるために必要となる知識やスキルを、多角的な学びを通して身につける。 ③卒業後の進路としては、本学科で学んだ柔軟な思考を生かすことのできる幅広い業種が考えられる。官公庁・マスコミ・出版・印刷・旅行・商社等や教育支援サービス関連業などで活躍できる人材を想定している。また、本学科で学んだ専門知識を生かし、国語・英語・社会・地理歴史の教員として活躍できる人材の養成を目指す。

(授業科目及び単位数等)

第2条 授業科目は、教養科目、外国語科目及び専門教育科目とする。

2 前項のほか、教職に関する科目及び学芸員に関する科目並びに司書に関する科目を開設する。

3 授業科目の配当年次、単位数及び時間数並びに履修方法等は別表第1に定めるとおりとする。

(時間割)

第3条 各学期において開講する授業科目及び担当者名は、学期の始めに公示する。

(履修科目の登録)

第4条 学生は、履修する授業科目を決め、毎学期の授業開始後 1 週間以内に履修科目を登録しなければならない。

2 単位制度の実質化を図るために、卒業要件に係る授業科目の年間の履修登録上限単位数を原則 48 単位とし、各学期の登録上限単位を原則 24 単位とする。

3 履修科目の登録をしていない授業科目は、履修することができない。

4 履修科目の登録の細部については、別に定める。

(試験)

第5条 学生は、前条により履修を登録した授業科目について、試験を受けることができる。

2 試験を受けるには、当該授業科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

3 試験を受けるには、原則として、定期試験開始前までに学納金を完納していなければならない。ただし、所定の期日までに延納・分納願等を提出し、学長が承認した者には受験資格

が与えられる。

4 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

(定期試験)

第6条 定期試験は、各学期末に期日を定めて行う。ただし、2 学期以上にまたがる授業科目については、当該授業が終了する学期末に行うことがある。

2 定期試験の期日及び時間割は、試験開始の 1 週間前に公示する。ただし、授業科目によっては、定期試験以外の期日に試験を行うことがある。

(追試験)

第7条 病気その他止むを得ない事由により、試験を受けられなかった学生については、追試験を行う。

2 追試験を受けようとする学生は、試験を欠席した日の翌日から 4 日以内に、試験を欠席した事由を証明する書類を添付し、追試験願を提出しなければならない。

3 追試験の日時は、その都度通知する。

(再試験)

第7条の2 定期試験及び追試験の成績判定の結果、不可と認定された科目について再試験の機会を設けることがある。その実施方法は別に定める。

(復学者の受験資格)

第8条 学期の途中で復学した学生の受験資格については、第 5 条第 2 項を適用する。

(修得すべき単位数)

第9条 学生は、別表第 1 の定めるところにより、教養科目は必修 14 単位を含め 30 単位以上、第一外国語科目 12 単位、第二外国語から 4 単位以上及び専門教育科目から必修科目を含め 82 単位以上、合計 128 単位以上を修得しなければならない。ただし、専門教育科目において各専攻ごとに定める必修科目または選択必修科目を修得しなければならない。

第9条の2 第 2 年次終了時まで、原則 50 単位を修得した者は、第 3 年次に進級することができる。

第9条の3 編入学、転入学等の場合、本学の授業科目に相当するものの既修得単位は、本学での修得単位として認定できるものとする。

2 前項により認定した単位の他に、授業科目区分に応じ卒業要件に算入することのできる単位を 68 単位以上、修得せねばならない。

第9条の4 学則第 26 条の 2、第 2 項に基づき、他学部で履修修得できる単位の認定限度は 16 単位とする。

(転学部・転専攻)

第 10 条 学則第 17 条に定める転学部を志願する者があるときは、志望学部・学科に欠員のある場合に限り、教授会の議を経て許可することがある。

2 学科内転専攻を志願する者があるときは、審議の上、教育研究に支障のない限り、許可することができる。

3 転学部・転専攻の出願資格、選考方法及び受入れ時期等については、別に定める。

(編入学)

第 11 条 学則第 12 条に定める編入学については、学則 第 2 条第 2 項に定める編入学定員に収容定員の欠員を加え、募集する。

2 編入学の募集及び選考方法については、別に定める。

(科目等履修生)

第12条 学則第44条に定める科目等履修生を志願する者は、本学所定の科目等履修願に、本学所定の入学検定料を添えて、原則、授業開講 2 週間前までに願出しなければならない。

第13条 科目等履修生を志願する者については、本学部学生の修学に妨げのない限り、選考のうえ履修を許可する。ただし、実習及び実技の授業科目の履修は、原則として許可しない。

第14条 科目等履修生の履修開始の時期は、学期又は 学年の始めとする。

第15条 科目等履修生は、履修した授業科目について単位を取得しようとするときは、願出により当該授業科目の試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者に、単位を与える。

3 科目等履修生に対する単位の授与及び学修の評価等については、学則第 23 条及び第 24 条を準用する。

第16条 科目等履修生として履修を許可された者は、本学の指定する期日までに、本学所定の履修料を納入しなければならない。

2 授業科目の履修において特別の費用を要するときは、必要経費を徴収する。

附 則

1 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 7 年 3 月 31 日以前の入学者に対する授業科目の配当年次、単位数及び時間数並びに履修方法並びに修得すべき単位数については、第 2 条別表第 1 及び第 9 条にかかわらず、なお従前のおりとする。

3 金沢女子大学科目等履修生規程は、廃止する。

(中略)

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、別表第1は令和 8 年度入学生から適用する。